

## はじめに

久留米市における人権施策の推進につきましては、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重するとともに、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定し、また、「新総合計画」の中に『市民一人ひとりが輝く都市久留米』を掲げて、人権教育・啓発に関する様々な取組みを進めてまいりました。

しかしながら、これまでの取組みにも関わらず、依然として、学校、地域、家庭、職域など社会生活の様々な局面において、被差別部落の人をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人等に対する偏見や差別など、広く人権問題が存在しています。

さらに、高齢化、国際化、高度情報化などを背景として新たな人権問題が発生しており、人権意識の高揚は、豊かな市民生活を実現するための極めて重要な課題となっています。

そこで久留米市では、様々な人権問題の解消を図るための施策を更に推進するため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体の責務として、本市の実情に即した「久留米市人権教育・啓発基本指針」を策定いたしました。

この指針は、本市におけるすべての行政分野において、総合的かつ計画的に人権施策を推進していくための基本的方向を示すものであります。今後、この基本指針に基づき、基本的人権の尊重を基調とした市政運営に取り組むとともに、人権のまちづくりに向けた取組みを、より一層推進していかなければならないと考えています。

特に、本市は、2005年(平成17年)2月に1市4町が合併し、2008年(平成20年)4月には中核市へ移行します。そこで、さらなる人権施策の充実を図り、人権文化の構築に向けた総合的な推進を図ってまいります。

今後策定する実施計画により、計画的、効果的な取組みを進めていきますので、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成20年3月

久留米市長 江藤 守國